

第397回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和3年12月24日（金）午後2時45分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 なし

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、金子俊信推進委員、齋藤吉昭推進委員

稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第448回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第449回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、12月15日に告示になりました、第397回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和3年12月15日、上山市農業委員会告示第13号により、令和3年12月24日、第397回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和3年12月16日付け農委第146号をもって、第397回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第397回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出欠席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が6人出席しております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、10番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、会社員、譲受人は有限会社〇〇であります。皆沢地内の畑1筆について〇〇氏の持分2分の1を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。2番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。12月23日に〇〇氏に電話で確認しました。現在、野菜ハウスが1棟あり、その他の土地は更地となっています。以前は重機などが置かれていた時期もあったため、置かないように指

導を行いました。周辺で交差点工事が予定されており、入札が取れた場合は重機等を置きたいとのことだったので一時転用の申請をするように言っております。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業であります。皆沢地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。2番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。12月23日に現地に行ってきました。譲受人は〇〇さんですが、実質は息子さんの〇〇さんが農業を頑張っています。この田のもう半分も借りていてラ・フランスを作っており、付随する部分を譲り受ける形になります。西洋ナシの木が古くなったことから、半分は〇〇さんがリーガル・レッド・コムスに改植しております。もう半分も伐採済みで、今後、〇〇さんがリーガル・レッド・コムスを植栽する予定とのことですので、若い人なので頑張ってもらいたいと思っています。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号3について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。小穴地内の畑5筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと

考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１３番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号３について、現地調査の結果を報告します。１２月１８日現地調査及び面談を行いました。〇〇さんが２０年以上借りてブドウを作付けしている土地であり、今回、所有権移転ということになりました。今後ともブドウを作っていくとのことです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号３については許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。１件の申請がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は〇〇氏、パートタイマー、借り人は〇〇氏であります。相生地内の畑１筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１４番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号１について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんの夫が亡くなって相続した土地であり、あっせん希望ありの土地になります。９月１０日に私と２者で話をして決まった案件になります。現在はスモモが植えてあり、一回収穫してから来年の秋に桃を植える予定です。そのため、賃料が初年度は５万円、その後２万５千円となっています。１２月２２日に〇〇さんに電話で確認いたしました。問題なしと考えます。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、無職で、両者は親子であります。借り人は貸し人の介護や農地の管理のため上山市へ転入を予定していますが、実家は居住スペースが足りないことから、実家に隣接する農地に住宅を建築するため使用貸借権を設定するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は〇〇氏、会社員、借り人は〇〇氏、公務員で、両者は義理の親子であります。借り人は現在市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い居住スペースが手狭になってきたことから、妻の実家に隣接する農地に住宅を建築するため使用貸借権を設定するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第448回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第448回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしま

すので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定新規就農者、譲渡人は〇〇氏でございます。皆沢及び牧野地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

原田委員 対価が4万8千円と設定されている。前回も安かったが間違いはないか。

事務局 〇〇さん本人に確認しており間違いありません。土地改良区の賦課金があることや、西洋ナシの棚が古く張替えが必要なことから、安く設定したとのことでした。

議長 他にございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第449回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第449回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は〇〇氏、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。小穴地内の田2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、〇〇氏、無職、譲受人は〇

○氏、無職です。北町二丁目地内の畑1筆について、住宅建築のため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。5件の届出がございました。整理番号1及び2については関連がありますので、一括して説明いたします。山形市に事務所を有する山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は○○氏、借り人は○○氏であります。権現堂地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3及び4については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3及び4について説明いたします。山形市に事務所を有する山形農業協同組合を通した転貸を行っていたもので、貸し人は○○氏、借り人は○○氏であります。権現堂地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。2件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 3 時 3 1 分)

議事録署名委員

議事録署名委員